

雇用ジャーナル



令和5年5月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26
TEL024-942-8609

三春町PR
キャラクター「愛姫」

雇用の動き（令和5年3月内容）

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.70倍と前月比で0.21ポイント低下、前年同月比で0.10ポイント増加した。平成24年6月から129カ月連続で1倍を超えている。
新規求人倍率は、2.78倍と前月比で0.64ポイント、前年同月比で0.62ポイント増加している。

1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和5年3月	令和5年2月	令和4年3月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.32 倍	1.34 倍	1.22 倍	▲ 0.02 ポイント	0.10 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.37 倍	1.43 倍	1.38 倍	▲ 0.06 ポイント	▲ 0.01 ポイント
● 郡山地域	1.70 倍	1.91 倍	1.60 倍	▲ 0.21 ポイント	0.10 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.8 %	2.6 %	2.6 %	0.2 ポイント	0.2 ポイント

2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,541 件	1,452 件	1,586 件	6.1 %	▲ 2.8 %
● 新規求人数	4,291 人	3,103 人	3,419 人	38.3 %	25.5 %
うち正社員	1,695 人	1,409 人	1,620 人	20.3 %	4.6 %
● 有効求職者数	6,153 人	5,731 人	6,179 人	7.4 %	▲ 0.4 %
● 有効求人数	10,466 人	10,942 人	9,881 人	▲ 4.4 %	5.9 %
うち正社員	4,788 人	4,968 人	5,009 人	▲ 3.6 %	▲ 4.4 %
● 新規求人倍率	2.78 倍	2.14 倍	2.16 倍	0.64 ポイント	0.62 ポイント
● 有効求人倍率	1.70 倍	1.91 倍	1.60 倍	▲ 0.21 ポイント	0.10 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.23 倍	1.30 倍	1.23 倍	▲ 0.07 ポイント	0.00 ポイント
● 就職件数	574 件	346 件	536 件	65.9 %	7.1 %

3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,843 事業所	7,838 事業所	7,848 事業所	0.1 %	▲ 0.1 %
	● 被保険者数	154,664 人	154,984 人	155,531 人	▲ 0.2 %	▲ 0.6 %
	● 資格取得者数	2,084 人	1,796 人	2,188 人	16.0 %	▲ 4.8 %
	● 資格喪失者数	2,379 人	1,999 人	2,542 人	19.0 %	▲ 6.4 %
	うち事業主都合	51 人	65 人	180 人	▲ 21.5 %	▲ 71.7 %
給付	● 離職票交付枚数	1,536 枚	1,239 枚	1,450 枚	24.0 %	5.9 %
	● 受給資格決定件数	318 件	299 件	436 件	6.4 %	▲ 27.1 %
	● 初回受給者数	222 人	242 人	316 人	▲ 8.3 %	▲ 29.7 %
	● 受給者実人員	1,134 人	1,192 人	1,212 人	▲ 4.9 %	▲ 6.4 %
	● 支給総額	158,466 千円	141,605 千円	168,341 千円	11.9 %	▲ 5.9 %

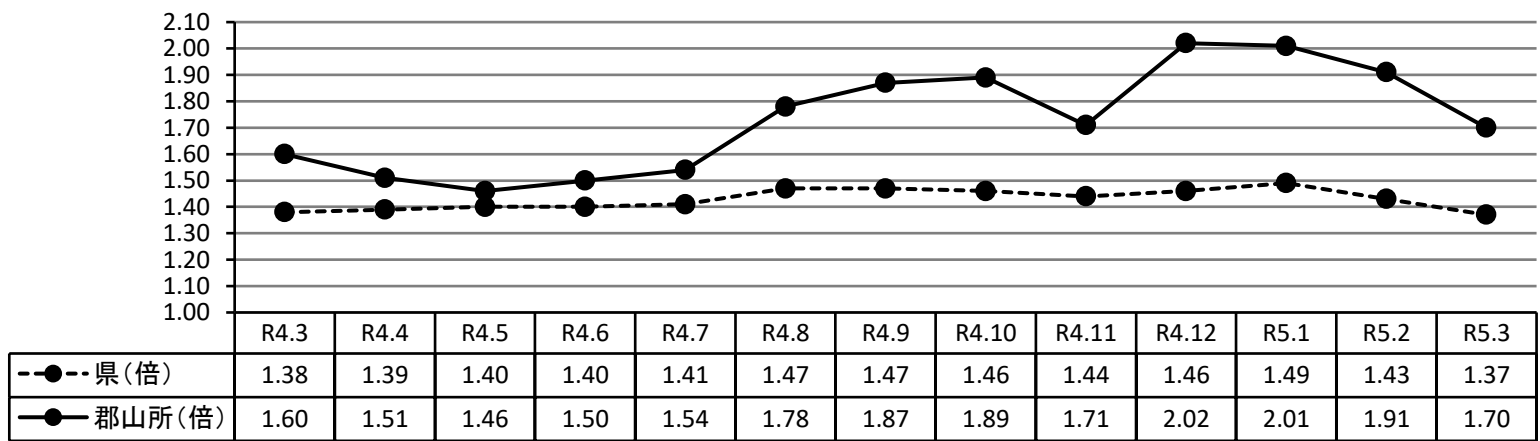
4 就業地別有効求人数

● 郡山市	8,266 人	8,302 人	8,070 人	▲ 0.4 %	2.4 %
● 田村市	636 人	595 人	490 人	6.9 %	29.8 %
● 三春町	256 人	250 人	285 人	2.4 %	▲ 10.2 %
● 小野町	154 人	144 人	151 人	6.9 %	2.0 %
合計	9,312 人	9,291 人	8,996 人	0.2 %	3.5 %

NO. 1 有効求人倍率の推移

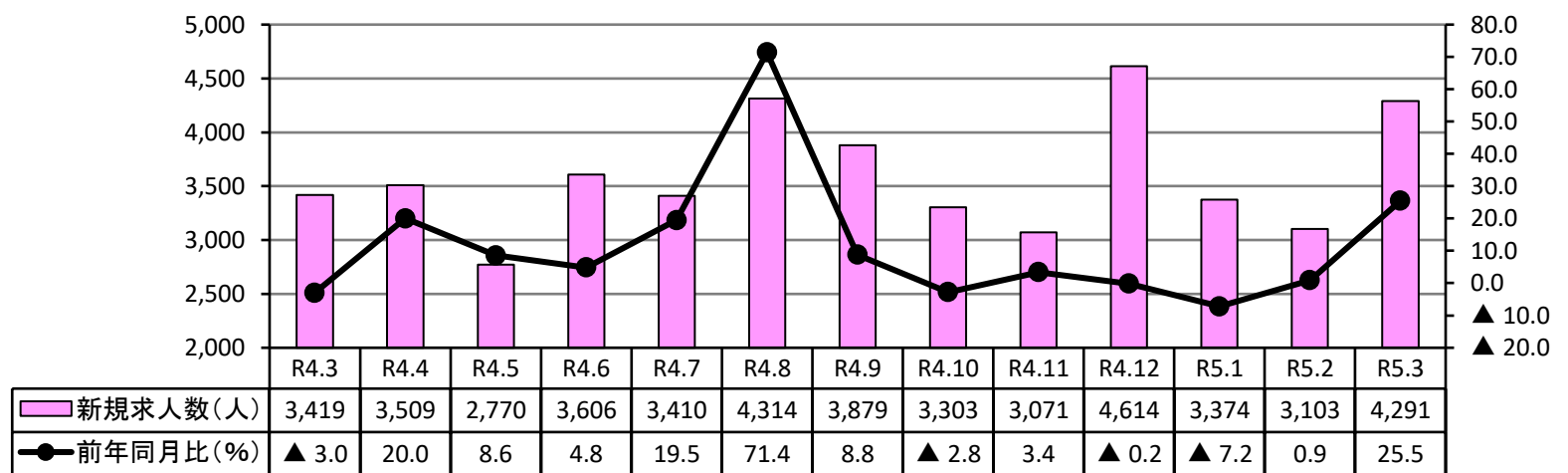
有効求人倍率 前月に比べ0.21ポイント低下

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



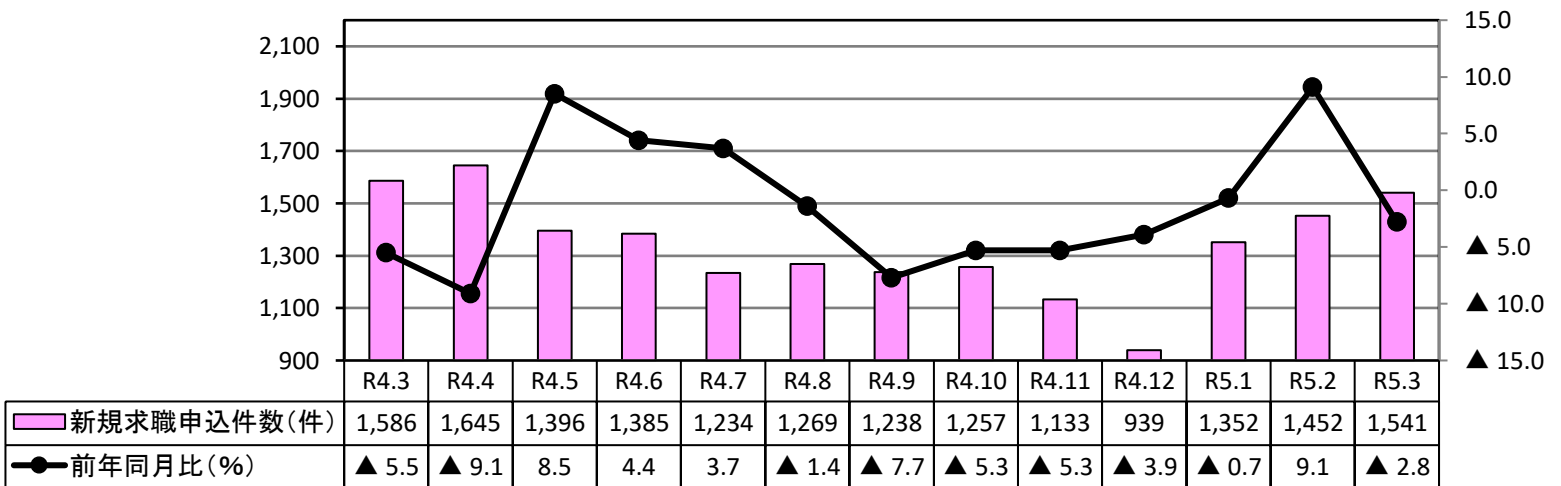
NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ38.2%増加

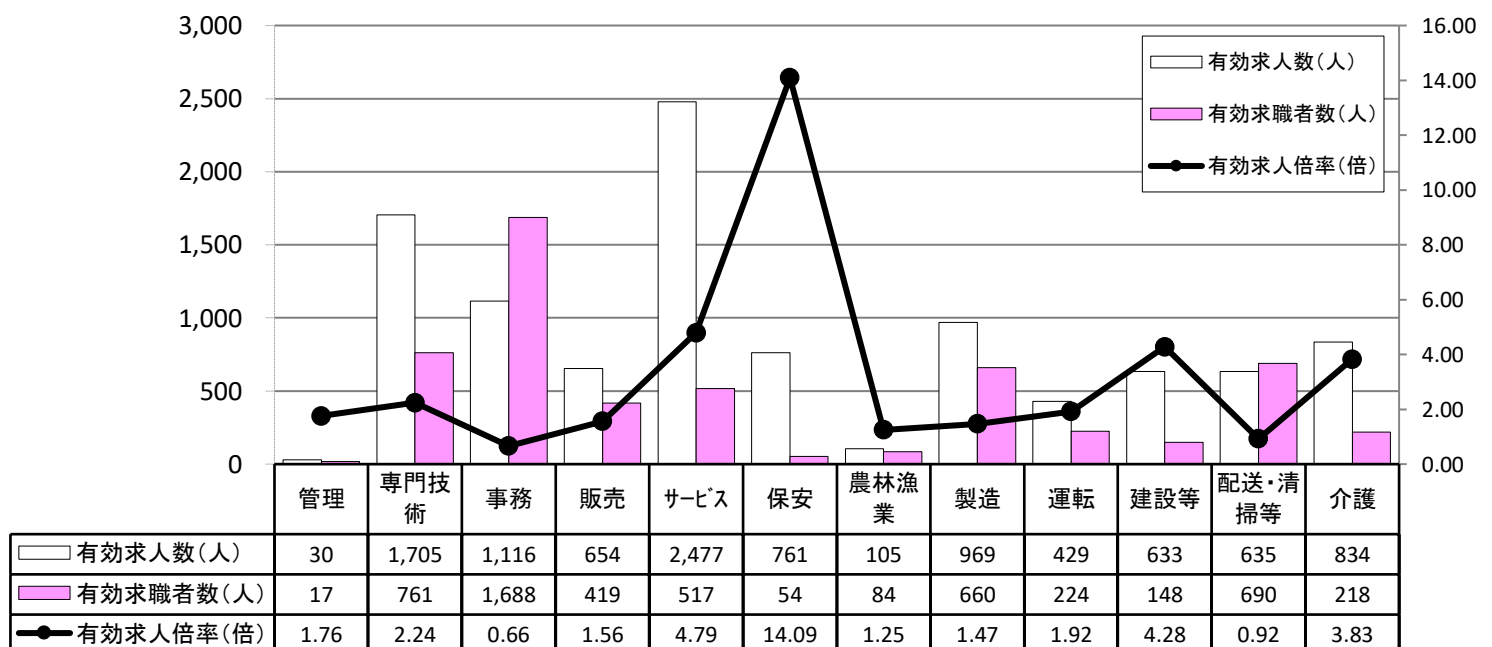


NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ6.1%増加



NO. 4 職業別有効求人倍率



人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

▶ 詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

▶ 詳細はP2～3へ

企業における労働者の人材育成を強かに支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

各訓練メニューの助成率と助成額

定額制訓練

定額受け放題

従業員の方がサブスクリプション型の研修サービスを利用した場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

DX推進や成長分野などでのイノベーションを推進する高度人材を育成する場合に助成します。

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
(+5万円)		(+3万円)		

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6,000円 (※有給休暇の場合)
	(+4万円)	(+1,200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

- ・（ ）内の助成率（額）は、賃金要件・資格等手当要件を満たした場合の率（額）です。
- ・賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の活用例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

年間利用料：200万円 経費助成：60（45）% ⇒ 120（90）万円の助成 ※括弧書きは大企業の場合

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

システム開発や運用保守を行うことができる人材を育成するため、社員に情報処理安全確保支援士（ITSSレベル4）や応用情報技術者（ITSSレベル3）の講座を受講させ、資格試験費用も助成対象になるため自社で負担した。その後、無事試験に合格し、技術・管理の両面から有効な対策を助言・提案して経営層を支援するセキュリティコンサルタントやシステム開発部門のリーダーとして活躍している。

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスクリングする必要があった。オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。（※高度デジタル人材訓練限定）

自発的職業能力開発訓練

社員が自ら業務を見直し、デジタル関係のスキルを身につけたいと考えたが、費用がネックになっているという相談があった。会社としては、社員が自発的に資格取得することの後押しをすることにより、社内の生産性の向上が期待できると考え、自発的な職務に関する学び・学び直しに対して、費用の一部を負担した。

限度額など

● 1事業所1年度あたり

人への投資促進コース (成長分野等人材訓練除く)	成長分野等人材訓練
2,500万円	1,000万円
※うち自発的職業能力開発訓練は300万円まで	

● 受講者1人あたり

訓練メニュー	経費助成				賃金助成	受講回数 (1年度あたり)	
	※実訓練時間数に応じて		大学				大学院
	中小企業	大企業	中小企業	大企業			
定額制訓練	—	—	—	—	—	—	
高度デジタル人材訓練	30～50万円	20～30万円	150万円	100万円	—	原則 1,200時間 大学院、大学、 専門実践教育訓練は 1,600時間	
成長分野等人材訓練	—	—	—	—	国内150万円 <海外500万円>		
自発的職業能力開発訓練	7～20万円		60万円		国内60万円 <海外200万円>	—	3回まで
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15～50万円	10～30万円	—	—	—	1,200時間	1回まで
長期教育訓練休暇等制度	—				最大 150日 ※有給の長期休暇のみ	—	

※「定額制訓練」は、受講者1人当たりの経費助成の限度額の設定なし。

※ 実訓練時間数が100時間未満/100～200時間未満/200時間以上によって変動。

※「長期教育訓練休暇等制度」は、経費助成を1事業主1回まで（定額）。賃金助成の人数は制限なし。

助成金受給までの流れと申請に必要な書類

Step0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・周知

Step1 計画提出

- 事業内職業能力開発計画に基づき、**職業訓練実施計画**を作成する
- 作成した計画を**訓練開始日の1か月前まで**（※）に管轄労働局に**提出する**
※ 定額制訓練の場合は、原則、定額制サービスの契約期間の初日から起算して1か月前まで

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none">・ 職業訓練実施計画届・ 訓練別の対象者一覧
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 訓練内容を確認できるカリキュラム・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど）

Step2 訓練実施

- 「**職業訓練実施計画**」に基づき訓練を実施する

- 訓練修了日の翌日から**2か月以内**に、必要書類を管轄労働局に**提出する**
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

主な提出書類

所定の様式	<ul style="list-style-type: none">・ 法令違反等がないか確認する書類・ 支給申請書・ 助成額を算定した書類・ OFF-JT実施状況報告書
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写しなど・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書など・ 訓練に使用した教材の目次等の写し・ 受講を修了したことを証明する書類（修了証など）

※ **長期教育訓練休暇等制度** は、申請手続きや提出書類が一部異なりますのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■ 各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



■ (URL) 人材開発支援助成金

手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金に

事業展開等リスキリング支援コース

を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

▶ 「事業展開」とは …

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

▶ 「デジタル・DX化」とは …

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは …

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。



● お問い合わせは 助成金担当窓口へ

求職者の皆様へ

令和5年5月26日（金）

介護・看護の

合同職場説明会 in たむら を開催します！

履歴書不要・服装自由

田村市・三春町・小野町の介護・看護のお仕事について、複数の事業所の担当者から直接話を聞くことができる説明会です。希望される方は、個別で面談をすることも可能です。未経験・無資格の方でも応募できる求人があります！

内容

第一部【職場説明】 13：30～14：35（受付13：00～）

第二部【個別面談】 14：45～16：00

会場 船引公民館 2階 ホール 田村市船引町船引字南元町28番地

定員 30名（事前予約制）

事業所 4社参加予定（詳細はお問い合わせください）

- お問い合わせ・お申込は 職業相談部門 まで
電話：024-942-8609（部門コード41＃）